

こ 成 環 第 108 号
令和 6 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

児童育成支援拠点事業ガイドラインについて

子育て支援の推進に当たっては、かねてより特段の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

近年、こどもを取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校児童生徒の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに、こどもが直面する課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じております。こうした課題やこどもの個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うことにつながると考えております。

こうした背景を踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う「児童育成支援拠点事業」が新設され、令和 6 年 4 月の改正法施行により、市町村における実施の努力義務が課せられることになっており、今後、多くの市町村で効果的に本事業を実施することが求められるところです。

そのため、この度、別添のとおり、児童育成支援拠点事業の実施に当たって必要な事項をまとめた「児童育成支援拠点事業ガイドライン」を策定しましたので、お知らせします。

なお、本ガイドラインについては、こどもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の内容も踏まえ、作成しております。

本ガイドラインは、事業の実施に当たって、市町村において取り組むべき内容を具体的に定め、事業のあり方を明確にしたものであり、市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施していただくとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることも期待されます。

については、本ガイドラインに沿って「児童育成支援拠点事業」が一層充実して実施されるよう、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）及び関係機関に対して本ガイドラインの周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施について御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

別添

児童育成支援拠点事業ガイドライン

令和6年3月

目 次

1. 事業の目的	1
2. 支援の内容	1
3. 支援対象者	8
4. 実施方法	9
(1) 定員	9
(2) 職員配置、要件及び職務の内容	9
(3) 開所日数・開所時間.....	11
(4) 施設・設備	12
(5) 支援の流れ	13
(6) 児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携.....	20
(7) 安全対策及び衛生管理.....	22
5. 職場倫理及び事業内容の向上	25
(1) 職場倫理と法令順守.....	25
(2) 要望及び苦情への対応.....	25
(3) 事業内容向上への取組.....	26
6. 届出等.....	29

1. 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2. 支援の内容

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては①～⑦とし、地域の実情等に応じて⑧を実施する。

①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

本事業によって児童に居場所を提供する上で、児童にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要がある。職員を含め本事業に関わる大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれたりといったことがあってはならない。児童が居場所と感じるためには、その場にいる人との関係性も重要であり、その場にいる大人が、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れてくれる、一緒に何かに取り組んでくれる、あこがれの対象（ロールモデル）になるなどといった斜めの関係であることが、こどもの居場所において重要である。

また、児童自ら進んで通い続けられるよう児童の意見を聴き、児童の視点に立ち、児童と

ともに居場所を作っていくことも重要である。イベントの企画や事業所の運営ルールや規則を児童とともにつくることなど、居場所づくりに児童が参画することは、児童のニーズを捉え、より良い環境づくりを進めるとともに、こどもの権利を守るという観点からも不可欠なものである。

こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。こども基本法（令和4年法律第77号）や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、本事業に関わる大人が広く、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、児童自身がこどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。

なお、事業所において、児童同士で権利侵害がある場合に備え、職員は児童に対し、いつでも職員に相談できることを周知するとともに、相談を受けた場合すぐに対応できる体制を確保する。なかでも、特に性的暴力についての相談は、児童が消極的になることが考えられ、さらに同じ事業所の児童からの性的暴力の場合には、より一層相談が遅れたり、事業所の職員には話しづらかったりといった状況が考えられるため、丁寧な周知や説明が必要である。また、職員は児童同士の暴力やいじめなど、児童の健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意し、児童の様子を見守り、児童同士の関係にも十分配慮しつつ、児童の変化への気づきの感度を高めて、適切に働きかけることが必要である。これらについては事業所全体で取り組むことが重要であり、児童との1対1の会話の機会を積極的に作る等により、児童の気持ちを受け止め、真摯に向き合って対応するとともに、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、他者の権利を守ることの大切さを児童が理解するよう促していくことが求められる。

また、児童から暴力やいじめに係る相談を受ける等によって、その事実を発見したときには、権利侵害を受けた児童の気持ちに寄り添って守り通す必要がある。加えて、事業者は市町村に報告し、市町村は必要に応じて教育委員会及び学校等関係機関と連携し、適切な措置をとることが重要である。この際、特に緊急性がある事案については4.(5)「オ 支援状況の報告」を参照されたい。

なお、利用者情報の提供に際するプライバシー保護の留意点については4.(5)「イ 利用者情報の共有」を参照されたい。

その他、全ての支援を通して個々の児童の状況に配慮した支援内容の調整が必要となる。個々の児童に適した支援の提供を行うためには、市町村の支援方針と事業所における支援内容の整合や、市町村・事業者による家庭環境の状況把握が重要となる。

支援の提供に当たっては市町村と事業者が十分な認識のすり合わせ等を行いながら進めることが必要となる。家庭環境の把握については自治体から事業者への情報共有により情報を得ることも想定されるが、事業者が支援を実施する中で家庭環境の把握を意識することが重要である。例えば自宅への送迎支援を実施する場合、送迎時に保護者と直接会うことで自宅の様子も含めた家庭環境に関する情報を得られる可能性がある点に留意すること。

これらを踏まえ、以下に記載する、本事業の実施を求める背景や具体的な実施事項例等を参考に、利用者の状況に応じて具体的な支援内容を市町村や事業所において設定すること。なお、支援内容については、利用者の個々の状況に応じて流動的に変化することを踏まえ、適宜、利用者のニーズを確認し、必要な支援の提供に努めること。

図表 1 支援内容の詳細

①安全・安心な居場所の提供

実施を求める背景	本事業の支援対象は、不適切な養育状態にある児童等や、家のみならず学校にも居場所がない児童のため、安全・安心な居場所となるような場所を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	・本ガイドライン「4. 実施方法」や「5. 職場倫理及び事業内容の向上」に記載された内容の実施 ・児童の声を聴き、その声を反映するような取組 ・周囲とのコミュニケーション支援 等
留意事項等	②以降の支援を提供することのみに意識が寄ってしまうことがないよう留意が必要。例えば、②生活習慣の形成をしようとする中で児童に対し指導的に関わることも想定されるが、児童の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を心がけ、安全・安心な居場所を提供することを最優先と考える必要がある。

②生活習慣の形成

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は生活習慣を形成する機会に乏しい場合が想定されるため、児童が基本的な生活習慣を習慣化するための取組が必要である。
具体的な実施事項例	・挨拶 ・片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ ・入浴支援 ・日用品の使い方に関する助言 ・整理整頓、その他お手伝い 等
留意事項等	入浴支援は、心身の衛生状態を保つためだけでなく、児童の身体のおざなど虐待の早期発見につながることも考えられる。また、掃除や洗濯、調理のお手伝いなど、児童の年齢や児童の実態（成長やこころとからだの状態）に応じた生活する力を身につけるための支援を行うことが望ましい。

③学習の支援

実施を求める背景	本事業を利用することにより、家庭での学習時間が確保できないことや、本事業の支援対象の家庭が学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、本事業において、宿題の見守りや学習習慣を身につける支援を行う必要がある。
具体的な実施事項例	・宿題の見守り ・学校の授業や進学のためのサポート ・こどもの権利を学ぶ機会の提供 ・読書習慣の形成 ・個人の学習能力に合わせたサポート、運動能力の向上に向けたサポート 等
留意事項等	個人の状況や宿題の有無を考慮しつつ支援することが望ましい。なお、学校教育を担保する機能は持ち合わせていないことに留意した上で、児童自身の学びに寄り添うことに注力すること。

④食事の提供

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は、十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、本事業所において食事を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	・食事の提供 ・適宜おやつを提供 ・こども食堂や地域食堂との連携・交流による食事の提供 ・各種イベントでの食事の提供 等
留意事項等	児童の身体の状態を考慮しつつ適切な食事を提供することが望ましい。 また、食事の様子から家庭環境の把握につながることも考えられる。 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。その際、提供する食事は、必ず事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。なお、居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。その他、食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3

	月 30 日付け雇児保発 0330 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参照すること。
--	---

⑤課外活動の提供

実施を求める背景	児童が、様々な学びや、多様な体験活動や外遊びの機会に接することは、人との出会いや、自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となることが期待される。
具体的な実施事項例	・調理実習、農業体験 ・年中行事の体験 ・学校訪問 ・施設外での体験活動や遊びの提供 ・身近な観光地の見学、地域のイベントへの参加 ・社会資源を知る、つながる機会の提供 ・地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験等、社会参画へ導く機会の提供 等
留意事項等	本事業の支援対象の児童は、認められる、褒められる、感謝される機会が少ないことが想定され、対等に接してくれる大人との出会いの機会や、社会資源や地域住民などとの交流を通じて、社会参画へ導く機会が、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながる可能性がある。また、家では体験できない様々な経験や体験が必要である。 身近な観光地やイベントへの参加は、家族との会話や活動につながることも考えられる。

⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

実施を求める背景	児童や家庭により抱える課題は様々であり、複数の機関が連携し、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要であり、市町村でネットワークを構築して、それを活用することが想定される。 各機関と、円滑な連携を図るため、日々の情報交換や交流を通じて、本事業について理解してもらう必要がある。
具体的な実施事項例	・柔軟な各種関係機関との情報共有の実施 ・定期的な情報交換会の開催 ・学校との行事予定の情報交換、宿題の提供状況の把握や事前に保護者、学校、事業者で決めておいた内容（気になる様子や欠席確認等）についての情報共有。 ・保護者や医療機関から求められた際の利用時の様子の情報提供 ・学校や地域、関係機関等の行事への参加、協働実施 ・SNS 等を活用したシームレスな情報共有体制の構築 等
留意事項等	本事業の利用者や支援対象になり得る児童を地域団体や NPO 等が把握している可能性があり、事業者は児童館、こども食堂や学習支援の場など、地域にある様々な児童の居場所となっている機関や施設等と、日頃から連携し、情報把握に努め、適切に市町村へ情報提供することが望ましい。様々な居場所に携わる者同士が対話し、互いに尊重し学び合い、地域の児童の居場所づくりにおける大切にしたいことを確認し合うことも大切である。 また、保護者や地域住民等が本事業の活動に参画することは、児童に限らず、保護者や地域住民の新たな交流やつながりを得られる場として地域づくりにつながることも考えられる。 こうした取組は、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

⑦保護者への情報提供、相談支援

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童の保護者も、様々な悩みや困難を抱えている場合が想定され、児童を通じて保護者の子育てへの支援が必要である。
具体的な実施事項例	・送迎の際の声掛けや、児童の様子との共有 ・子育てサービスや資源の情報提供、利用に向けてのつなぎ役や同行支援。 ・定期的な面談の実施 等
留意事項等	保護者とのコミュニケーションを通じ、関係性を構築し、愚痴や悩みを聞く中で、子育てサービスや資源の情報提供や、児童との関わり方への助言等を行うことが望ましい。また、必要に応じて、子育てサービスや資源の利用のサポートを行うことも考えられる。

⑧送迎支援

実施を求める背景	地域によっては児童の自宅・事業所・学校等の距離が離れている場合や、帰宅時間が夜間に及び安全確保の必要性が生じる場合が想定される。
具体的な実施事項例	・送迎支援
留意事項等	就労等保護者が送迎することが困難な状況も想定されるため、地域の実情や利用者の状況を踏まえ、送迎支援を実施することが望ましい。 また、送迎時に保護者や学校関係者と直接会うことで、信頼関係の構築や自宅や学校での様子を含めた状況の把握につながることも考えられる。

3. 支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

養育環境に関して課題のある児童及びその家庭には、児童の意思をくみ取って保護者が対応できず、家に帰りたくない児童や言動も含め心配な行動が見受けられる粗暴な児童、非行行動が見受けられる児童、過干渉の家庭も含む。なお、これらの支援対象者が事業を利用する上で支援対象者に対する差別や偏見（スティグマ）にさらされることがないように、また、そうしたことを危惧して事業利用をためらうことのないよう、市町村及び事業者等においては、必要な対策に努めること。

本事業の対象年齢は主に学童期の児童を対象としているが、利用が望ましい児童の就学前のきょうだいについても、養育環境に課題を抱えている可能性が高く、同時に受け入れるなど、柔軟に対応することが望ましい。

また、市町村の状況に応じて、事業所ごとに中学生や高校生世代など対象年齢を限定して実施することも可能である。

加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあったほかの適切な支援が利用できるように、市町村はこども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討することが必要である。また、事業所は、様々な地域資源と日頃から連携・協力し利用を促すなどの支援に努めること。

4. 実施方法

(1) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね 20 人とする。

(2) 職員配置、要件及び職務の内容

支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

<必須>

①管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

②支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

<任意>

③心理療法担当職員

【職務内容】

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う

【要件】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの

④ソーシャルワーク専門職員

【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記 i ～ iii のソーシャルワークの支援等を行う

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援（※）
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

※事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい

①管理者については、1つの事業所専任の管理者を配置することが望ましい。市町村の状況に応じ、複数の事業所や他の業務を兼任しても構わないが、本事業全体の運営に支障がなく、実態が把握できるような配慮が必要である。

②支援員については、多感な思春期における悩みの相談や、衣服着脱の支援、入浴支援を行うことを踏まえて、支援員の性別になるべく偏りが生じないように配慮することが望ましい。なお、支援員は、配慮を要する家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（配慮を要する家庭で育った者や配慮を要する家庭の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。

③心理療法担当職員は、嘱託契約その他適切な方法により、必要な場合に配置することが望ましいが、配置がない場合で、心理的支援が必要な利用者がある場合には、市町村において、児童養護施設や児童家庭支援センター等の児童福祉施設、医療機関、都道府県や市町村等が実施している巡回相談など地域資源を活用して、適切に支援することが望ましい。

④ソーシャルワーク専門職員の配置がない場合においても、当該職員が行う職務内容は、対応が求められるため、事業所の管理者や支援員が対応できるよう、市町村のソーシャルワーカー等が積極的に連携・協力を図るよう配慮することが望ましい。

（３）開所日数・開所時間

<開所日数>

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週３日以上開所すること。

<開所時間>

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

- ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業１日につき、８時間（原則１０時から１８時）
- ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業１日につき、学校の授業の終了後から原則１８時以降

本事業は、家や学校に居場所がない児童等に居場所を提供する事業であることから、学校の休業日（長期休暇期間等）についても開所することを要件としており、当該期間は日中の生活支援も重要になることから午前中からの開所を条件としている。学校の休業日以外の日のみ開所した場合は、補助対象とならないことに留意されたい。

また、学校の休業日（長期休暇期間等）における開所時間について、８時間の開所は必須であるが、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、または延長することは可能である。

（４）施設・設備

- ① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- ② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

施設面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。

なお、専用のスペースについては、児童一人当たりの床面積 2.47 m²を目安としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。

また、活動の拠点としての機能を備えた専用スペースとは別に、体調が悪いとき等に静養できる場の確保に努めること。

事業所に備える設備としては、以下を参考に本事業の実施に必要な設備を設けること

【支援の実施に必要な設備（一例）】

- 児童が集まることができる本事業専用のスペース
- 学習室
- 相談室、静養室
- 事務室
- 調理室（キッチン）、調理設備
- 浴室・シャワー室、便所

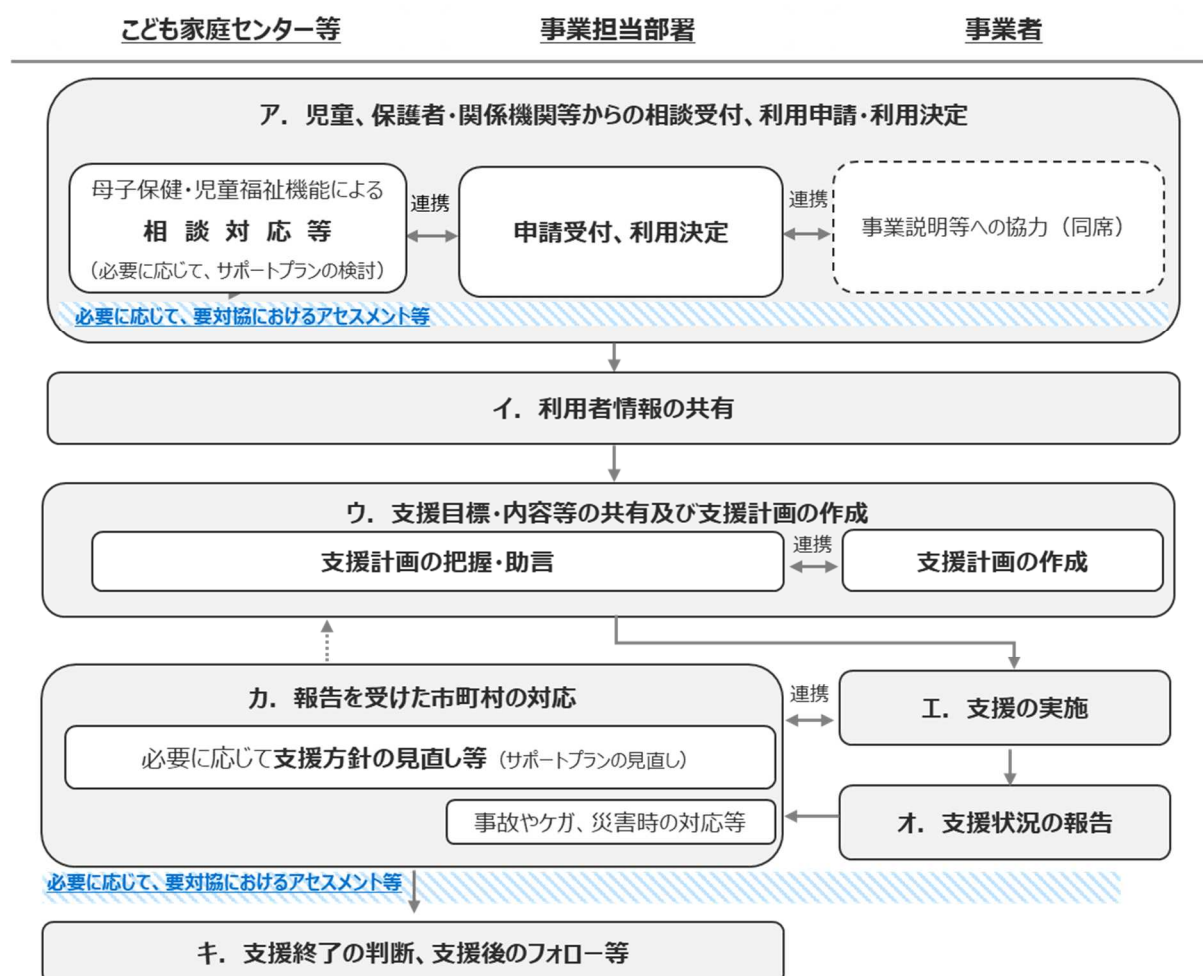
(5) 支援の流れ

支援の流れについて、以下のような流れが考えられるが、市町村において、適切に支援が行えるよう市町村や事業者の体制を踏まえ支援の流れを決定し、事業者へ説明すること。なお、特に緊急を要する場合にあっては、必要以上に形式にとらわれることなく、弾力的な運営に努めること。

なお、本事業の周知に当たっては、関係機関からの情報提供から支援が必要な家庭が支援につながることを想定されることから、市町村や事業者において、児童が普段利用している施設（学校、児童館、放課後児童健全育成事業所、民間団体等）や、教育委員会や福祉サービスの受付窓口へ強く周知を図り、情報提供や連携を図られる体制作りに努めること。

また、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとするが、費用を徴収する場合には、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど、必要最低限とすること。

図表 2 支援の流れ（一例）



ア 児童、保護者・関係機関等からの相談受付、利用申請・利用決定

市町村は、児童や保護者、関係機関等からの相談等に応じる中で、当該児童及び保護者の本事業による支援の必要性を検討する。なお、事業者において支援が必要と思われる児童を把握した場合は、適切に市町村へ報告する。

市町村は、必要性を検討する際、本事業による支援が必要と認められる場合には、必要な支援策、保護者や児童との関係性を構築するための方策、支援策の提案方法（誰がどこでどのように）などを検討する。なお、個々のニーズ、家庭状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、包括的に適切な支援を行うことが想定されるため、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用することも考えられる。また、要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求め、個別ケース検討会議等で検討することも考えられる。

※市町村におけるこども家庭相談や支援については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号・こ支虐第147号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）を参照すること。

検討した支援策の提案方法に基づき、市町村や利用対象者と関係性のある関係機関等から、児童や保護者へ事業を紹介・利用勧奨し、保護者からの申請を受け、市町村が利用を決定する。

利用対象者への紹介・利用勧奨を行う際は、児童や保護者が気になることや困っていることなどに寄り添いながら、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明し、メリットとなる事業内容を伝えたり、見学に来てもらったりすることで、利用につながるよう努める必要がある。円滑な利用につなげるため、利用対象者と関係性のある関係機関や、支援予定の事業者が同席して働きかけを行うことも考えられる。その際は、あらかじめ保護者等へ同席することを伝え、意向を確認すること。また、働きかけを行う場所については、訪問や来所など、利用対象者の意向や状況に配慮すること。

なお、行政側が「生活習慣の形成ができていない」「生活に困難や課題を抱える家庭」と認識していることが伝わることによって利用を拒否することも考えられるため、利用の提案に当たっては注意が必要である。また、利用を断られた場合でも、家庭訪問等の別の支援を行う中で、信頼関係を構築し、本事業の利用へつながることも考えられる。

また、市町村は、児童及び保護者の個人情報に関係機関と共有するに当たって、共有先の機関や共有する内容について児童及び保護者と共通認識を持ち、情報共有への同意を得ることが望ましい。その際に、本事業がどのような支援を行う場であり、本事業での支援を通じて何を期待するかを、保護者や児童と十分に認識をすり合わせる必要がある。

イ 利用者情報の共有

市町村及び事業者は本事業を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や関連する市町村の条例等を遵守すること。事業者への情報提供に当たっては、市町村が利用者の同意を得ることを基本とし、やむを得ず同意が得られない場合においては、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要がある。そのため、事業者には要保護児童対策地域協議会の構成員として参加を求めることが考えられる。また構成員ではない場合にも、要保護児童対策地域協議会は情報提供等必要な協力を要請することが可能であり、必要に応じて構成員と同等の内容を共有することも考えられる。今後の支援内容に関する協議など、情報交換等を行うことが見込まれる場合は、協力を要請時に、守秘義務が課せられる構成員となることについても説明することが適当である。

市町村は、利用者の把握や適切な支援を実施する観点から、市町村と事業者等の間で、利用者に関する必要な情報がスムーズに共有されるよう以下の内容を参考に、事前に取り決め等のルール（守秘義務等）や提供・共有の範囲を定めることが望ましい。なお、「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において示しているとおり、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務が定められていることや、情報提供については必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務にかかる規定違反とはならないことを周知することが考えられる。

また、保護者からの同意を得る方法の一つとして、申込書に、必要な利用者情報の項目と合わせて同意に関する内容（市町村が、事業者へ申込書と本事業の支援に必要なサポートプランの内容を共有することや、市町村、事業者、その他関係機関と状況の共有をすること等）を記載することが考えられるが、利用中に状況の変化があり、事業者や関係機関との情報共有の必要性がある場合には、適宜児童や保護者に確認を行うことが望ましい。

【個人情報の取り決めにに関する守秘義務契約等（秘密保持誓約書等を含む）
（一例）】

本事業を提供するために必要な利用者情報を事業者提供するとともに、本事業を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないようにする。

本守秘義務は、契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

なお、以下の各号に掲げる場合において、本守秘義務はその限りではない。

- ① 保護者の同意がある場合
- ② 利用児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- ③ 法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

図表 3 提供・共有情報（一例）

#	項目	提供	概要
1	児童の基礎情報	提供が望ましい	氏名、住所、生年月日、性別、所属（学校名、学年、クラス）、世帯構成など
2	児童の抱える疾患	提供が望ましい	児童の抱える疾患（アレルギー情報など）や特性、障害など
3	保護者の状況	提供が望ましい	氏名、続柄、住所、連絡先、勤務先、保護者の抱える疾患や障害など
4	本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由	提供が望ましい	児童や家庭の状況など
5	サポートプラン等の内容	必要に応じて共有	解決すべき課題、児童及び保護者の意向、支援の種類・内容、見直しの時期、その他市町村が必要と認める事項
6	福祉サービス・機関等の利用状況（サポートプラン等に記載のないもの）	任意	生活保護や各種手当の受給、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等デイサービスなど
7	過去の相談履歴	任意	虐待相談・通告等の履歴など
8	行政以外のサポート体制	任意	祖父母、親戚、友人等のサポートの状況など

ウ 支援目標・内容等の共有及び支援計画の作成

本事業は、個々の利用者への支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行う。本事業の支援計画は、以下の事項を参考に、事業者や市町村において作成すること。なお、本事業の支援計画は、利用対象者決定の際に市町村が検討した支援方針に基づき作成されるものであり、市町村は、こどもの権利を意識してアセスメントを行った上で支援方針を事業者と共有し、本事業の役割や責務を伝える必要がある。そのため、支援計画については市町村と事業者と協働で検討することが望ましい。また、本事業の支援計画の作成に当たっても、児童及び保護者の意向等を丁寧に確認し、協働で作成、共有することが望ましい。この際、家庭が原因になるものについては支援の提供に対する拒否感が発生しないよう十分配慮することが求められる。事業者が作成する場合には、市町村が支援方針との整合性を確認し適宜事業者に対して助言等を行う。

図表 4 支援計画の記載事項（一例）

	項目	具体的な内容
1	児童の基礎情報	* 児童名、* 年齢、* 学年
2	保護者の基礎情報	* 保護者名、* 連絡先
3	意向	* 児童が気になること、* 保護者が心配していること、 * 児童が希望すること、* 保護者が希望すること 等
4	解決すべき課題	・ 全体の目標、支援者が気になっていること、一緒に解決を目指すこと * 短期的な目標（今すぐ取り組むこと）、 * 中・長期的な目標（なりたい姿）
5	支援の内容	・ 取り組むことに対して、支援者ができること * 主な利用曜日、時間、頻度
6	支援計画の見直しの時期	* 支援計画の見直しの時期
7	その他	その他事業者が必要と認める事項

* は基本項目

エ 支援の実施

事業者は、本事業の支援計画に基づき、「2. 支援の内容」を実施する。

オ 支援状況の報告

市町村は、利用者の状況の把握に努めるとともに、支援員等の職員が利用者の適切な情報を収集できるよう、事業者において情報を把握した場合に市町村に報告を求めたい事項等の事前の共有や研修等を行うことが望ましい。

事業者は、より適切な支援を提供するためにも、市町村へ、「①定期報告」に加え、状況に応じた「②随時報告」を行うことが望ましい。

① 定期報告

事業者は、月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市町村に報告すること。

② 随時報告

事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には市町村に随時の報告を行うこと。なお、随時報告に当たっては、気づきのポイント情報共有ツール（※）等を活用し、児童虐待につながるおそれのあるリスクを把握するなど、市町村は事業者に対し把握を求めたい観点や報告する事項を事前に共有し、共通認識を図ることが望ましい。

随時報告の主な場面として、以下の内容が考えられる。なお、性的暴力等、児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した際は、躊躇することなく速やかに市町村へ報告し、連携することと併せて、適切な措置をとるため、学校への報告並びに児童相談所や警察への連携を検討すること。

※ 「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ保123号・こ支虐117号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知 別添3）

【随時報告の主な場面（一例）】

- 事故やケガや災害が発生したとき
- 食中毒や感染症が発生したとき
- 利用者との間や児童間でトラブルが発生したとき
- 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- 欠席が続くなど個別に家庭訪問等を行ったときなど
- 新規相談があったとき、継続案件に何か状況変化があったとき
- 他機関・事業との連携が必要と感じたとき（自治体、学校、要対協、警察との連携等）

カ 報告を受けた市町村の対応

市町村は、事業者からの報告内容を踏まえ、必要に応じて対象者の意向や状況を確認し、随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえ適切に市町村の支援方針や支援内容等の見直し（必要に応じて、サポートプランの見直しや関係機関とともに支援内容を検討）を行い、適宜、支援の進捗を事業者にもフィードバックして事業者の支援計画の再検討を依頼するなど、事業者と協働して利用者を支えること。特に、本事業の場合、例えば児童と保護者の関係が悪化し、児童が家庭に帰りたがらない場合など、児童自身からの意思表示に基づき迅速な対応が求められる可能性もあることから、報告と並行して必要な対応を講じることを想定するとともに、事前に子育て短期支援事業や一時保護等を活用するためのフローを検討しておく必要がある。

また、事故や災害、虐待等が疑われるケース、利用者とのトラブル等に対しては、初動対応等、報告と並行して事業者が必要な対応を講じることを想定するなど、市町村と事業者が連携して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応すること。

キ 支援終了の判断、支援後のフォロー等

終了の判断について、以下の3ケースが想定され、それぞれのケースにおいて市町村と事業者との間で綿密な情報共有及び、協議を踏まえ、市町村が支援提供の終了を判断する。

- ✓ 支援対象年齢の範囲内において、利用者の状態が好転し、本事業による支援を必要としなくなったと考えられるケース
- ✓ 支援対象年齢の範囲内において、利用者から終了相談があったケース
- ✓ 支援対象年齢の範囲外となったケース

上記の終了の判断のうち、「利用者から終了相談があったケース」は、市町村はその理由や他の支援の必要性等を把握し、適切なアセスメントを行い、必要な支援を提供する等の支援策を講じること。

また、「支援対象年齢の範囲外となったケース」において、継続的な支援が必要と認められる場合は継続利用も可能だが、市町村は、利用者の意向や年齢、ニーズに応じた他の適切な支援の必要性等を把握し、必要な支援が利用できるようにすること。

（６）児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携

ア 市町村との連携

市町村においては、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担うこども家庭センター等と、本事業担当部署が分かれて業務を担うことが想定される。

本事業を行うにあたり、市町村と事業者の連携は重要であることから、市町村は、事業者が支援状況の報告や支援計画等を検討する上での相談を行う際に対応する部署をあらかじめ定め事業者と共有することによって、適切に情報共有がされる体制の構築を図ること。また、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要があり、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求めることが考えられる。

事業者は、市町村が定めた報告先や報告事項等により、適切に市町村と連携すること。児童や保護者の状況の変化等により他の機関との連携が必要な場合や、事業者での対応が難しい場合には、速やかに市町村に相談すること。

イ 学校との連携

事業者は、児童の生活の連続性の保障と本事業の理解促進を図るために、情報交換や情報共有、職員同士の交流、カンファレンスや要保護対策地域協議会の個別ケース検討会議等によって学校との連携を積極的に図る。

年間計画や行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認、児童の学校での様子や指導方針等、学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行う。ソーシャルワーク専門職員やスクールソーシャルワーカー等が情報を共有する役割を担うことが考えられる。なお、利用者個人に関わる情報共有については、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

送迎を行う場合には、児童の安全確保に留意することは当然であるが、特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、事故等が発生しないよう、送迎時の対応について事業者は学校と事前に調整しておくことが必要である。

ウ 放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター（適応指導教室）、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との連携

事業者は、利用者が放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との併行利用をしている場合には、各事業の事業所と連携を図りながら、児童等に対して、適切な支援を行っていくことが重要である。個人に関わる情報共有に関しては、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

エ 同一施設内で実施される事業等との連携

同一施設内で実施される事業等としては、以下の事業等が想定される。同一施設内の関係機関等と情報交換や情報共有を行い、本事業の利用者が希望する場合に、他事業を利用する児童等と交流する機会を設定するなど配慮し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

交流する機会を設定する場合は、本事業の利用児童の環境及び水準が担保されるようにすること。

【同一施設内での実施が想定される事業等（一例）】

- 児童養護施設、児童館、こども家庭センター、児童家庭支援センター
- 子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス
- 老人福祉施設
- 教育支援センター（適応指導教室）
- 子どもの学習・生活支援事業

オ その他関係機関、地域との連携

本事業に対し、地域の理解や協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域組織や児童に関わる関係機関等の情報交換や情報共有、相互交流を図る。

地域住民の理解を得ながら、地域の児童の健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を活用し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

また、本事業の対象年齢到達後や支援終了後の生活を見据え、社会的養護自立支援拠点事業等の生活相談や就労支援、居場所支援等、都道府県、市町村、官民間問わず様々な地域の関係機関の情報を収集し、日頃から連携、協力、交流を行うなど、年齢やニーズにあった支援の意向がスムーズに行えるようにすることが望ましい。

事故、犯罪、災害等から児童を守るため、地域住民と連携、協力して児童の安全確保を確保する取組に努めること。

利用者の病気やケガ、事故等に備えるとともに、ネグレクト家庭の場合、保健や医療が十分に児童へ提供されていない可能性があることを踏まえ、市町村とも連携しながら適切に地域の保健医療機関等と連携を図る。

カ 保護者との連携

事業者は、保護者との連絡により、児童の出欠席や帰宅の状況について確実に確認することが必要である。

本事業の活動や児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童の状況を共有する等、コミュニケーションをとり、保護者との信頼関係を構築することが大切である。来所や家庭訪問等により定期的に直接会って、表情や全体的な様子をみながら話す機会を設けることが望ましい。また、イベント等を実施し、保護者が事業所内で児童と交流することも考えられる。なお、児童の状況を共有する際は、児童の意向に配慮するとともに、児童から相談を受けた内容が保護者に不用意に伝わることにより児童が不利益を被ることがないように、充分注意すること。また、保護者と話す内容や状況に応じて、児童の最善の利益を考慮し、場所や話し方の配慮に努めること。

(7) 安全対策及び衛生管理

(3) 児童育成支援拠点事業所は、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知)に従い、速やかに報告すること。

(4) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(5) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

安全対策については①日常、②防災の2つの観点から、以下の点に留意すること。

また、事業者は、児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の3に準じ、当該事業所の設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他本事業所における安全に関する事項についての安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

加えて、事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

① 日常

✓ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環

境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

- ✓ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、職員等の間で共有する。
- ✓ 職員等は、児童の年齢や発達の状況を理解して、児童が自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- ✓ 食事やおやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、職員等は応急対応について学んでおく。
- ✓ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- ✓ 事業者は、職員等及び児童に適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- ✓ 事業者は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

② 防災

- ✓ 事業者は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- ✓ 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における児童の安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- ✓ 災害等が発生した場合には、児童の安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- ✓ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

なお、本事業は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づき、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における市町村への報告義務が課されている。そのため、事故が発生した場合は「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い速やかに指導監督権限をもつ市町村への報告等を行うこと。

衛生管理に当たっては、以下の点に留意すること。

- ✓ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その

他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

- ✓ 施設設備や食事・おやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- ✓ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- ✓ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ事業所としての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。
- ✓ 食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月 30 日付け雇児保発 0330 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参照すること。

5. 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 職場倫理と法令順守

本事業には、社会的信頼を得て支援に取り組むことが求められる。また、支援員等の言動は児童や保護者に大きな影響を与えるため、支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

さらに、事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、全ての支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことが求められる。

- ✓ 児童や保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ✓ 児童の年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保する。
- ✓ 児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮する。
- ✓ 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ✓ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ✓ 守秘義務を遵守する。
- ✓ 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ✓ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ✓ 支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ✓ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

(2) 要望及び苦情への対応

児童や保護者等からの要望及び苦情への対応として以下の内容を実施すること。

- ✓ 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知する。
- ✓ 苦情対応については、市町村と事業者が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置に努め、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて児童や保護者等にあらかじめ周知する。
- ✓ 児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ✓ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

(3) 事業内容向上への取組

ア 研修等

職員の配置に当たっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

事業所の理念や目的、目標を明確化し、職員に伝えていくことが重要である。常に「児童が中心であること」や「事業所の目的」を職員全体で共有し、共通認識のもと支援にあたる必要がある。

支援員等は、児童の声を傾聴し、発達段階への配慮や発達障害等への基礎知識を持ちながら、真に児童に必要な支援を届けるよう努めること。会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、相互に協力して自己研鑽に励み、OJTや日々の振り返り、ケアワークの専門的知見を持つ職員からのスーパーバイズ、研修等により事業内容の向上に努めること。特に、新任職員については積極的に研修等を行い、質の担保に努めること。

事業者は、支援員等の資質の向上のための研修や特定のテーマに関する研修などの研修計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが望ましい。研修の実施は事業所内のみの研修以外にも、市町村や都道府県、民間団体等が開催している外部研修や外部専門家からのスーパービジョンなど適宜外部リソースを活用することが想定される。

なお、職員には、図表5の研修の内容例を参考に継続的に研修を行うことが望ましい。

また、図表6を参考に、組織としての取組として適切なコミュニケーションの機会を設定し、職員相互の共通認識を図ることが望ましい。

図表 5 研修の内容例

#	項目	習得スキルの概要
1	ビジョン、ミッション、課題意識の共有	・理念、目的、目標、大切にする視点等の共通理解
2	こどもの権利の擁護、児童の意見の尊重	・児童の権利に関する条約
3	個人情報の適切な管理や守秘義務等	・個人情報の適切な管理 ・児童虐待通告義務及び守秘義務（詳細は4.（5）「イ 利用者情報の共有」参照） 等
4	児童の発達と心理	・児童との信頼関係構築や児童の健康的な成長・発達を促すための知識 ・児童が安心できる環境を作る
5	児童の支援	・児童とへの関わりの基礎 ・各種リスクアセスメントの理解
6	保護者・家庭支援	・支援者の心得（社会全体での子育て、傾聴） ・保護者/家庭に関する関わりの手法やノウハウ ・行政サービス事業等に関する理解 ・ヤングケアラーや障がいのある児童など様々な児童の背景に関する理解
7	安全管理	・事故・ケガ発生時の対応、救急救命 ・安全な食事の提供 ・緊急時の対応の理解 等
8	地域の関連機関連携	・地域の関連機関との連携体制の全体像の理解や担当者とのネットワーク構築
9	ロールプレイング	・上記の内容に関する実践的な理解の形成

図表 6 組織的な取組例

#	項目	頻度	概要
1	朝礼	日次	・ 児童の出欠等の状況確認 ・ 1日の流れや役割分担確認 ・ 食事のアレルギー食材の確認等のリスクチェック
2	終礼	日次	・ 1日の振り返り ・ 明日以降の申し送り事項確認
3	定例ミーティング	週1～月次	・ 振り返りと予定の確認 ・ 重要事項の検討、決定 ・ 児童の様子や変化等の共有
4	緊急対応ロールプレイング	四半期等	・ 不審者対応やケガ・救急救命対応、避難対応等、万が一の事態に備え、正確な知識の理解及び対応への準備を目的として一定頻度でその内容を確認
5	関係構築の場	半年等	・ 施設全体での円滑なコミュニケーションを図る上での関係構築
6	個別面談	半年等	・ 管理職と支援員等の個別面談 ・ 思いや考えを聞く機会 ・ 力を発揮でき、働きやすい環境づくり
7	支援計画の見直し	見直し時期にあわせて	・ 定期的な評価を基に、目標の評価、再検討を行う

イ 運営内容の評価と改善

事業者は、その運営について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、児童や保護者の意見を取り入れて行うこと。

評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かす。

6. 届出等

国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、以下の事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

また、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

加えて、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を市町村長に届け出なければならない。（児童福祉法第 34 条の 17 の 2 参照）

なお、本届出を行うことにより、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）上の都道府県知事への事業開始の届出については、適用除外となり不要となる。（社会福祉法第 74 条）

<開始時に必要な届出事項>（児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 3）

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 定款その他の基本約款
- 4 運営規程
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 主な職員の氏名及び経歴
- 7 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 9 事業開始の予定年月日

※届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から児童育成支援拠点事業の委託を受けた者も含まれる。

<廃止・休止時に必要な届出事項>（児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 4）

- 1 廃止又は休止しようとする年月日
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

また、事業者は、運営規程において、次に掲げる事業の運営についての重要事項を定めておくこと。

<運営についての重要事項に関する運営規程>

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 職員の職種、員数及び職務の内容
- 3 開所している日及び時間
- 4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 5 利用定員
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 事業の利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他事業の運営に関する重要事項

その他、事業の実施に当たっては以下の届出も必要となる。各事業所の事業内容によって異なる部分もあるため事業所ごとに必要事項を確認の上、準備する必要がある。

図表 7 届出・手続きが必要な事項

#	項目	関係法令	届出等・問合せ先	備考
1	「その他の給食施設」に関する届出	健康増進法	保健所	食事の提供を実施する場合「その他の給食施設」として届出が必要となる可能性があるが、都道府県ごとに異なるため、確認が必要。
2	食品衛生法に基づく営業届出	食品衛生法	保健所	食事の提供を実施する場合必要となる。届出対象については、保健所に確認が必要
3	事業系一般廃棄物処理に関する届	廃棄物処理法	市役所	届出が必要となる基準は自治体ごとに異なるため、事前確認が必要
4	防火管理者	消防法	消防署	施設の収容人数等によって規定が異なるため、事前確認が必要。